

熊本ばら会 会則

総則

第1条 本会は「熊本ばら会」とし、事務局を熊本県に置く。

目的及び事業

第2条 本会は、会員のばらの愛育の趣味技能を高めるとともに、会員相互の親睦を図り、併せて園芸文化の高揚に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. ばら展示会の開催
2. 会報等の発行
3. 栽培その他に関する懇談会、研究会等の開催
4. 公共施設のばらに関するボランティア活動
5. ばら園の見学会
6. ばら苗の共同購入及び斡旋
7. 図書・肥料・農薬・器材等の紹介、斡旋
8. その他目的達成に必要な事項

会員

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同するばら同好者をもって組織する。

第5条

1. 本会に加入しようとする者は、入会金を納めなければならない。
2. 会員は年会費を納めなければならない。
3. 会員の家族が本会に加入する場合は会員同様の資格とする。

第6条 会員で年度内に会費の納入がないときは、退会者とみなす。

組織及び職務

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 監事 若干名

第8条 理事は、総会において選出し、会務を執行する。

第9条 会長及び副会長は役員会において選任する。

会長は、会務を総理し、本会を代表する。

副会長は、会長事故ある時、会長の職務を代行する。

第10条 監事は、総会で選任し、会計を監査する。

第11条 本会は、役員会の議をへて、相談役及び顧問を置くことができる。

第12条 役員は任期は2年とし、再任することができる。改選は西暦偶数年に行う。

会議

第13条 本会は毎年4月に通常総会を開くものとし、必要により臨時にこれを開くことができる。

第14条 下記の事項は総会の決議を必要とする。

1. 会則の変更
2. 事業計画及び収支予算並びに決算の承認
3. 入会金及び会費の賦課額
4. その他役員会において必要と認める事項

第15条 総会の決議事項は、出席会員の過半数の賛成によって決定する。

会計

第16条 本会の会費は、次の収入をもってこれに当てる。

1. 入会金 1000円
2. 年会費 5000円(但し、秋のばら展以降の入会は半額とする)
3. 会員の家族が入会する場合の入会金は免除し、年会費は1000円とする。
4. 寄付金
5. その他収入

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

- ・ 本会は昭和50年6月1日よりこれを実施する。
- ・ 平成14年4月 7日 一部改正
 - 第6条 次年度の定期総会までを 年度内 に
 - 第13条 毎年5月にを 毎年4月に
 - 第16条 入会金、年会費と条件を明記
- ・ 平成17年4月 3日 一部改正
 - 第5条 家族会員の資格を明記
 - 第16条 会員の家族の入会金と年会費を明記 尚、ご家族の方も全ての行事に遠慮なくご参加ください。
- ・ 平成19年4月 1日 一部改正
 - 第12条 役員改選年を 西暦偶数年と明記
- ・ 平成25年4月14日 一部改正
 - 第1条 事務局の場所を 熊本市から熊本県へ変更